

○雲南市地域活動支援センター I 型事業実施要綱

平成 18 年 12 月 25 日

告示第 234 号

改正 平成 25 年 3 月 28 日告示第 100 号

(目的)

第 1 条 雲南市地域活動支援センター I 型事業（以下「事業」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、障害者等に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業（以下「基礎的事業」という。）を行うとともに、医療・福祉及び地域の社会的基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成等の事業を行い、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 基礎的事業の他に、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会的基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業及び相談支援事業を実施する。

(職員配置)

第 3 条 事業の職員配置は、基礎的事業に 2 名以上の職員を配置し、その他の職員として 1 名以上を配置し、うち 2 名以上を常勤とする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象者は、市内に居住地を有する障害者等とする。

(事業の委託)

第 5 条 市長は、この告示の目的を達成するため、事業を社会福祉法人等（法人格を有する団体をいう。以下同じ。）に委託することができる。

(委託を受けた者の責務)

第 6 条 前条の規定により委託を受けた社会福祉法人等（以下「委託事業者」という。）は、この告示の趣旨を常に念頭に置き事業を実施するとともに、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(実績報告)

第 7 条 受託者は、委託期間が満了したときは、所定の事業実績報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(利用料)

第 8 条 利用料は無料とする。

(補則)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日告示第100号）抄
（施行期日）

- 1 この告示は、平成25年4月1日から施行する。